

## 盛土による災害の防止のための取組について

令和3年12月27日  
盛土による災害防止のための  
関係府省連絡会議申合せ

令和3年7月1日から的大雨により、静岡県熱海市の土石流災害をはじめ、全国各地において土砂災害や浸水被害が発生し、大きな被害をもたらした。

政府としては、今後起こりうる災害への対応に万全を期し、被害の発生を最小限に抑えるため、「令和3年7月1日から的大雨に係る支援策とりまとめ」（令和3年7月30日）を策定し、「危険な盛土の総点検を行うとともに、有識者会議・関係省庁連絡会議を立ち上げ、点検状況等を踏まえ、危険箇所への対応や土地利用規制など安全性を確保するために必要な対応策を検討する。」こととした。

これを受け、本年8月10日には、関係府省を構成員とした「盛土による災害防止のための関係府省連絡会議」（以下「関係府省連絡会議」という。）を設置し、盛土による災害防止に向けた対策について議論を行ってきたところである。

併せて、本年9月30日には、民間の有識者を構成員とした「盛土による災害の防止に関する検討会」（以下「有識者検討会」という。）を設置し、各分野の専門的な見地から議論が行われてきたところである。

今般、有識者検討会における提言がなされたことを踏まえ、関係府省の緊密な連携の下、下記の取組を着実に実施し、二度とこのような災害が起きることのないよう、盛土による災害の防止に全力で取り組んでいく。

### 記

有識者検討会の提言を最大限尊重し、提言に記載された全ての事項について、関係する府省においてその施策を速やかに具体化するものとする。特に以下の事項については、関係府省の緊密な連携の下、重点的に取り組むこととする。

## 1 盛土の総点検及び危険箇所対策等について

- (1) 年度末までに都道府県等による点検が完了するよう、引き続き、国土交通省をはじめとした関係府省の連携の下、必要な支援を行う。また、点検完了後速やかに、とりまとめ結果を公表する。
- (2) 点検の結果、都道府県等が「必要な災害防止措置が確認できなかった盛土」と判断し、詳細調査が必要となった場合には、円滑に詳細調査を実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。
- (3) 点検や詳細調査の結果、都道府県等が「災害危険性の高い盛土」と判断した場合には、法令等に基づく行政処分等を躊躇なく行い厳正に対処できるよう、関連する法制度を所管する関係府省は、法の運用に係る助言など必要な支援を行う。
- (4) 上記の行政処分等を行ってもなお、行為者等による是正が困難な場合には、都道府県等が危険な箇所の対策等を着実に実施できるよう、財政面も含め必要な支援を行う。その際、支援内容が省庁をまたがっても円滑に実施できる仕組みとする。

## 2 新たな法制度の創設等について

- (1) 有識者検討会の提言で示された観点も踏まえつつ、国土交通省と農林水産省は、盛土等の崩落による人家等への被害が生じないように、危険な盛土等を規制するための新たな法制度を検討し、次期通常国会への法案の提出を目指す。
- (2) 新たな法制度を実効性のあるものとするため、関係府省・地方公共団体の緊密な連携により、法の施行体制・能力の強化を図る。
- (3) 建設発生土の搬出先の明確化・有効利用等を図るため、国発注工事に関する指定利用等の実施について、全省庁で取組を徹底する。

## 3 今後の対応について

引き続き、関係府省の連携を密にするとともに、関係府省の取組状況の確認等を行うため、定期的に関係府省連絡会議を開催する。

以 上